

平成30年第1回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成30年3月16日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 古原典幸
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 福本豊彦
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局係長 岩井英樹

○議事日程

平成30年第1回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

平成30年3月16日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 8号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 4 議案第 9号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第10号 上毛町農村地域工業等導入実施計画策定審議会条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第11号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 7 議案第12号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第13号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 9 議案第14号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第10 議案第15号 平成30年度上毛町一般会計予算
- 日程第11 議案第16号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第17号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第18号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流セン
ター）
- 日程第18 議案第23号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動
広場・上毛町健康増進施設）
- 日程第19 議案第24号 町道路線の変更について

- 日程第20 議案第25号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第23 議案第28号 京築広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第25 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので御確認ください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月5日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了の後、討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）ここで、3月8日の一般質問において、5番廣崎議員の質疑でふるさと納税業務委託について、業務にかかった人件費の答弁で答弁保留となっておりますので、税務課長から答弁を求めます。

○税務課長（尾崎幸光君）それでは、廣崎議員さんの御質問のふるさと納税業務にかかった人件費の金額について御説明をさせていただきます。

ふるさと活性係長の人件費、係には係長1人しか職員がおりません。金額が特定されますので、繁忙期における税務課職員の超過勤務と合計した金額で御説明させてい

たきます。金額として約1,100万円でございます。

それから、全課の職員にも御協力をいただいた分につきましては、勤務時間中での協力ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第12号、日程第8、議案第13号、日程第9、議案第14号、日程第11、議案第16号、日程第12、議案第17号、日程第15、議案第20号、日程第16、議案第21号、日程第18、議案第23号、以上8件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月12日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会5名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、9時45分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案3件、予算案4件、その他1件の計8件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第12号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

国保の広域化に伴い、字句を改めるもの、県において国民健康保険に関する運営協議会を組織するため、各市町村の運営協議会の名称を変更する必要性が生じたため改正するものですとの説明でした。

質疑なし。

討論なし。

採決。議案第12号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、

全会一致で可決いたしました。

議案第13号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

改正内容として、国保の住所地特例の適用を受けていた方が75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合は、その特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者になることができるということの説明がありました。施行日は平成30年4月1日となっています。

質疑なし。

討論なし。

採決。議案第13号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決することに決しました。

議案第14号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

主には、国の法律改正による条項のずれを、条例に反映させるものですとの説明でした。

質疑なし。

討論なし。

採決。議案第14号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決することに決しました。

議案第16号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,561万円と定める。国保の広域化に伴う激変緩和措置、医療費の動向等を総合的に勘案して、30年度も前年度と同様の保険税率で予算措置をしていると。予算額としては前年度より2億8,514万1,000円の減額となっているとの説明でした。

質疑。一般被保険者、退職被保険者の医療費給付費がかなり少なく見積もっています。これは1年当たり被保険者が50名ずつ減っていることが原因なのか。

答弁。それもありますが、医療費の動向、実績を勘案して予算を組んでいます。

質疑。国民健康保険税の滞納世帯数、短期被保険者世帯数はいくらですか。

答弁。29年4月1日現在、滞納世帯数は72世帯、短期被保険者世帯は67世帯です。

質疑。医療費が下がっています。1人当たりの医療費は一番新しい数字で見ると何年度で幾らになるか。

答弁。全協の資料でお示しをしておりますが、29年度の見込みで1人当たりの医療費は38万7,630円となっております。

以上の質疑を踏まえ、討論。反対討論あり。国保の加入者のほとんどの方が国保負担を重いとっています。国が1984年まで医療費を45%負担しました。医療給付費ベースで50%にしたため、国の負担が減っています。国の国保の運営のあり方に問題があるため、この議案を反対しますとの反対討論がありました。

賛成討論なし。

採決。議案第16号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計予算については、起立多数で可決することに決しました。

議案第17号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,444万7,000円と定める。予算総額については、前年度より537万9,000円の減額となっております。

質疑。後期高齢者医療保険料で特別徴収は100%と思うが、普通徴収の滞納分について、完全な頭出しか、どの程度見込んでいるか。

答弁。頭出しです。そのときで違ってきますが、現在短期被保険者が8名です。その方々からの分となります。金額は年々違います。頭出しで計上しています。

質疑。徴収には特別徴収と普通徴収がありますが、それぞれ全体の何割を占めていますか。

答弁。毎年同じですが、特別徴収が60%、普通徴収が40%となっております。

討論。反対討論あり。賛成討論なし。

採決。議案第17号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算については、起立多数で可決することに決しました。

議案第20号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計予算について、最初に教務課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,616万1,000円と定める。主な内容ですが、継続者21名分、新規貸付者11名分の予算を計上している。なお、奨学金の返還率は100%となっています。

質疑。利子及び配当金の利子ですが、基金の運用方法と利率は。

答弁。利率については一括運用していますので、債券、定期預金、普通預金で率が違います。低い利率が0.01%、高い利率が0.673%です。それだけ差があります。高いほうが債券で、低いほうが定期預金です。

討論なし。

採決。議案第20号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計予算については、全会一致で可決することに決しました。

議案第21号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、最初に住民課長に説明を求めました。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万5,000円と定める。歳入は県からの補助金3万3,000円で、償還推進事務に係る補助金ですとの説明でした。

質疑。償還推進助成補助金は28年度決算で818万円ほど入っていますが、ことしも同じようにやるということによいのか。

答弁。要件があり、借受人、保証人とも生活保護、行方不明等になった場合、該当になります。その場合は県のほうに申請をしたいと考えています。

質疑。現在の滞納者の数、滞納額は幾らか。

答弁。滞納者は20名、滞納額は6,364万970円です。

討論なし。

採決。議案第21号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算については、全会一致で可決することに決しました。

議案第23号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場・上毛町健康増進施設）、最初に教務課長に説明を求めました。

選定理由として、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条のただし書きにある、「公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、当該公の施設の管理を本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体において行わせることが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものと町長等が認めるときは、この限りでない」により、公募を行わず、過去5年間の指定管理の実績

を踏まえ、公益社団法人豊前・上毛シルバー人材センターを候補者として選定したとの説明でした。

質疑。3月議会の説明資料に豊前・上毛シルバー人材センターがありますが、この中に貸借対照表はついているが、損益計算書はない。それと収支計算書がついているが、収入合計歳出全部一緒なのか。繰越金等はあるかないのか。

答弁。貸借対照表、損益計算書はシルバーの総会の資料等にもあります。資料をいただいておりますが、今回損益計算書はつけていません。繰越金等はこういった団体ということで、ありません。

討論。討論なし。

採決。議案第23号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場・上毛町健康増進施設）は、全会一致で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第7号、日程第3、議案第8号、日程第4、議案第9号、日程第5、議案第10号、日程第6、議案第11号、日程第13、議案第18号、日程第14、議案第19号、日程第17、議案第22号、日程第19、議案第24号、日程第20、議案第25号、日程第21、議案第26号、日程第22、議案第27号、日程第23、議案第28号、以上13件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長（宮崎昌宗君）総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は3月13日、議会中小会議室において、常任委員会全員と町長以下執行部の出席をもって開催しました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案5件、予算2件、その他6件の合計13件です。当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経

過と結果を報告します。

なお、全ての案件において、担当課長より内容説明があり、委員会にて熱心な審査が行われたことを総括して報告します。

議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第8号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第9号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第10号 上毛町農村地域工業等導入実施計画策定審議会条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第11号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第18号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第19号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第22号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）について。

討論。賛成討論あり。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第24号 町道路線の変更について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第25号 町道路線の廃止について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第26号 町道路線の認定について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第28号 京築広域市町村圏事務組合同規約の変更について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第10、議案第15号、1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）おはようございます。

予算決算常任委員会より報告いたします。

去る3月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された案件について、3月14日午前8時54分開会、午後5時5分まで延長して、委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会に付託された案件は、議案第15号 平成30年度上毛町一般会計予算、1件でした。30年度重要施策に基づいた歳入歳出の総額それぞれ61億4,300万円の予算について、執行部の内容説明後、慎重に審査した結果、賛成多数で可決しました。

また、委員皆様の活発な質疑をいただき、回数を重ねることにより委員会になっていると私は思います。次回委員会のさらなる進化、向上を期待し、報告を終わります。

以上です。

○議長（安元慶彦君） 予算決算常任委員長の報告が終わりました。

これから、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君） これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君） 課設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

開発交流推進課は大池公園開発整備事業のため新設された課であると同時に、大池公園整備事業に特化した課であるとの説明を受けております。この開発交流推進課はこの性格から、大池公園整備事業の終了と同時に、近い将来廃止されるべき課であると思います。この課に新たに商工観光係等の業務分担の変更を行うことは、課の廃止を行わないとのことでしょうか。このことは行財政改革に反することであり、到底賛成することはできません。

以上の理由により、課設置条例の一部を改正する条例に反対いたします。

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私も同じく、議案第7号に反対の立場から討論いたします。

開発交流推進課に商工観光に関することを企画情報課より移すことは、当初開発交流課を設置した目的と全く異なる事務事業であるということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、議案第8号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第8号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第4、議案第9号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条

例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第9号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第5、議案第10号 上毛町農村地域工業等導入実施計画策定審議会条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、議案第10号は反対の立場から討論いたします。

農村地域産業導入実施計画を企画情報課より開発交流課に移すということですが、開発交流課の設置目的と農村地域産業導入実施計画とは関係のないことであり、あくまでも企画情報課で取り扱う事務事業であるということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君)賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第10号 上毛町農村地域工業等導入実施計画策定審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第6、議案第11号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第11号は反対の立場から討論いたします。

この条例改正は、国保の広域化に伴い条例改正をするものであるので、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第11号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第7、議案第12号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第12号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第13号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第13号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第14号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第14号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

-
- 議長（安元慶彦君）日程第10、議案第15号 平成30年度上毛町一般会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

- 10番（茂呂孝志君）私は、議案第15号は反対の立場から討論いたします。

理由の第1は、今後の大池公園開発事業は民間会社を誘致して推し進めようとしていますが、設置の見通しもなく、事業効果も示さない事業は中止すべきであります。また、今回提案されている園路整備工事費1億5,800万円は、計画当初の工事費と比較すると、工事の分量は減っているのに、工事費は約300万円程度ふえているが、この理由が示されていない。

2点目、町は、ふるさと手づくり村、旧麦酒館などの施設及びその周辺エリアを、町民との十分な話し合いのないまま、商業施設の設置計画を推し進めようとしています。また、現在、このエリアの施設を利用している町民に対し、施設の明け渡しを求めています。まちづくりは町民あつてのまちづくりであります。

3点目は、今年度から地域包括ケアシステムを長寿福祉課から社会福祉協議会に移転する計画です。これまで町は、高齢者に住みなれた地域で暮らせるために、地域の医療・介護、生活支援、介護予防などのサービスが一体的に提供できるように取り組んできたことを取りやめるということは、本来行政が示すべき責務を弱めていくことにならざるを得ません。

反対理由の4点目、小学校の給食調理業務の委託は、食育という観点から考えると好ましい方法とは言えません。

5点目は、同和行政は中止すべきです。

6点目、工業用地適地関係事業については、第2次上毛町総合計画に従っていない計画であり、周辺住民に説明もなく、同意を得ないまま進めようとしている。

反対理由の7点目、ふるさと納税推進事務事業について、寄附金の何%を返礼品としているのか。国からは何%が適当と言われているのかとの問いに、答弁を拒否いたしました。

反対理由の8点目、築城基地協賛負担金、自衛隊協力助成金は、イベント、剣道大会、航空祭などに使われていますが、町内で行われる剣道大会には補助がありません。自衛隊や国が行うイベントや各種大会に補助する必要はありません。

以上の理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、議案第15号 平成30年度上毛町一般会計予算は賛成の立場から討論します。

光ブロードバンド未整備地域解消事業、企業誘致適地関連事業、ふるさと納税予算、国保広域化に伴う変更、全国ナンバーワン子育て世帯に一番優しい保育料改定、道路新設改良事業、簡易水道拡張事業、グローバル英語教育、新学習指導要領の前倒しと小中学校のICT環境整備など、坪根町長の2期目の本格始動、第2次総合計画の推進など、ふるさと納税の活用等、上毛町に住みたい、住んでよかったと思われる魅力ある事業であり、インフラ、住民福祉向上に向けての意義ある予算であると思い、賛成討論いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）一般会計の反対討論を行います。

保育料の減額等を、ほとんど皆さん認められますが、簡易水道事業会計に繰り出しを行っている。水道事業は依然、住民アンケートによる要望は後回しにしたような事業展開を行っております。上唐原、東下等の地域への事業展開は後回しにして、なぜ大池公園周辺なのか疑問であります。

このような理由から、これらの関連予算編成がなされている平成30年度一般会計当初予算に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は本予算案に対し、賛成の立場から討論いたします。

子育て支援、教育、定住交流、人口の増加策、住みよいまちの実現と日々の住民生活に不可欠な予算とともに、本町将来の発展を目指す開発事業と、重要案件ばかりであります。また、ふるさと納税を適正に活用した近年にない大型で飛躍を目指す本町にとって有意義な予算編成と認め、本予算案に賛成するものでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）私は議案15号に賛成の立場から討論いたします。

先ほど茂呂議員から反対の討論がありましたけど、まず1点目、大池公園公園の民間の募集ということですが、見通しなし、事業対効果なしというふうに発言がありましたが、現在は第1期工事をまずはする状態になります。1期工事をきちんとやり上げて、その上で第2工事、第3工事があるかどうかというところを、民間の人たちが、本当にあそこの公園をいい土地だと思っていただけるようにするためにも大切な予算だと思いますので、しっかりと事業を展開していただきたいと思います。

2点目、麦酒館等の商業施設に関して反対の討論をされましたが、まず、あそこは顔をつくることの交流ゾーンであります。大池公園も含めて、一体的な開発をするためにも、今後町として運営していただきたいと思っております。

次に、社会福祉協議会のほうに長寿関係を移設するというところですが、福祉の里というか、福祉の一体的な交流として、げんきの杜のところできちんと事業をしていただきたいと思いますので、賛成したいと思います。

それから、調理の分に町内の物産を入れるというところで、食育の観点から反対というふうな話がありましたけれども、全く理解ができません。食育の立場からしても、町内産品を使うというのは賛成させていただきます。

それから、同和教育についてお金を使うのはということがありましたけれども、従前より同和対策しておりますので、それはそのままいいんじゃないかというふうに思っております。

それから、道路の敷地……。失礼しました。6点目がちょっと済みません。私が理解しておりません。

7点目、ふるさと納税事業の返礼品等の反対がありましたけれども、返礼品の分、

国からの分も一応行政のほうからはきちんと答えがあつておりましたし、町としてはふるさと納税を活用して今後とも広げていきたいというふうに思っておりますので、今後とも頑張っていたきたいと思っております。

それから8点目、築城基地の分で、町のイベントには使わないのに、築城のほうにする必要はないんじゃないかということで反対がありましたけれども、こちらはほかの町村等も皆さんされているところですし、そのイベントだけに使っている費用ではないかと思っておりますので、賛成いたします。

それが茂呂議員の反対討論に対する意見です。

それから、廣崎議員から水道のほうで、大池公園に最初にするのはおかしいんじゃないかというふうな話がありましたけれども、先ほども言いましたけど、大池公園というのは第1期工事が終わりました、きちんとそこに顔をつくるというところです。今、道路はできておりますけれども、そこにまだトイレもありませんし、これから民間施設を誘致するに当たって必要なことだと思いますので、賛成させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第15号 平成30年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第16号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第16号は反対の立場から討論いたします。

国保の加入者のほとんどの方は国保税の負担を重いつています。国は1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費の50%にして、医療費ベースでの負担割合を引き下げてきました。国の国保の運営のあり方に問題があるので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よつて、議案第16号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第12、議案第17号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第17号は反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者を切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第17号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第13、議案第18号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第18号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第14、議案第19号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）簡易水道事業会計の反対討論を行います。

水道事業は誰でも知っている、人が生きる上で最も大切なライフラインの一つです。この水道整備計画は住民の要望、住民アンケート等を後回したような事業展開を行っていると思われること、東下や上唐原といった地域への事業展開を後回しにして、なぜ大池公園周辺なのか疑問であります。一日も早い、住民要望に沿った形での水道事業整備を進めてほしいものです。一般家庭を優先し、水量が余ったときに企業に回すべきだと思います。

このような理由から、これらの関連予算編成がなされている平成30年度簡易水道事業会計当初予算に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第19号は反対の立場から討論いたします。

大池公園開発は、当初に計画していた高速道路と大池公園との連結は中止になっており、今後開発の展望も示すことができないもとでの上水道の拡張工事となっているので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）賛成の立場から討論いたします。

廣崎議員、茂呂議員のほうから、水道のほうで反対の意見が上がっておりますが、あちらの大池公園に水道を引くというのは今後の町の1万人の計画、それから本町の人数を今後ふやしていくためにも、あそこに町の顔をつくるというふうな大きな目的があるところであります。しっかりとした事業展開を行っていただき、長い目で見て、上毛町に対してよかったと思えるような事業にしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第19号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第15、議案第20号 平成30年度上毛町奨学資金特別会

計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第20号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第16、議案第21号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第21号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第17、議案第22号 指定管理者の指定について(上毛町西友枝体験交流センター)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第22号 指定管理者の指定について(上毛町西友枝体験交流センター)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第18、議案第23号 指定管理者の指定について(上毛町大池公園多目的運動広場・上毛町健康増進施設)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

岩花議員。

○1番(岩花寛之君) 私は、議案第23号に賛成の立場から討論いたします。

今回の指定管理におきまして、公益社団法人シルバー人材センターに委託することは賛成できるんですけども、ただし、シルバー人材センターに対して2点、それから行政に対して1点の注文及び要望があります。

シルバー人材センターに対して、1点目は、説明資料にありました28年度の決算書で、補正予算の後の決算書において約100万円の出金が行われており、予算消化のための調整をしていると疑念を持たれかねません。公益社団法人でありますので次年度繰越がないということで説明があったという委員会報告がありましたけれども、公益社団法人であれば約30%の次年度繰越金というのは法的にも認められているところでありまして、次年度繰越をする、もしくはその目的に沿った費用の支出を行っていただければと思っております。

公益社団法人は法人税法で公益社団法人等に該当してまして、請負業などの収益事業を行う場合は法人税の納税義務が生じます。ただし、法人の税法上、収益事業に該

当する事業であっても、その事業が公益目的と認定される場合には法人税加算されておりません。会計士等に相談していただき、適正な決算をつくっていただければと思っております。

次、2点目ですけれども、5年間の収支計画です。説明資料では平成32年度以降、施設使用料が減少しております。支出の合計と支出の調整を利用料で調整していると説明がありましたが、この施設は町民等の健康福祉を増進する施設であるとともに、体育館のほうで1,117人、グラウンドのほうで6,055人と、外部の方が多く入り、交流が見込まれる場所です。上毛町を広く知るきっかけになる施設であります。事業計画では、事業計画書の4番で、事業の展開において利用者増進を図るというふうにしております。平成34年度の次の指定管理のときには、シルバー人材センターに委託したおかげでこれだけふえましたと言えるような事業計画を行っていただきたいと思っております。

次に、行政に対してですけれども、今回この指定管理を含め2件の指定管理が3月議会に提出されておりますが、もし疑義が生じ決議がされなかった場合には、4月からの運営において大きな支障が起きます。上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例では、第3条、指定の申請において「町長等が定める日まで」に申請書の提出を求めています。できれば、12月の定例会等に上程していただき、慎重な審議が行われるようにしていただければと思っております。

以上、利用者サービスの向上に努め、今後、町の健康福祉の増進に寄与していただくことを期待して賛成いたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第23号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場・上毛町健康増進施設）は、原案のとおり可決すること

に決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第19、議案第24号 町道路線の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第24号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第20、議案第25号 町道路線の廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第25号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第21、議案第26号 町道路線の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第26号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第22、議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第23、議案第28号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第28号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（安元慶彦君）日程第25、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。

これで、平成30年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時58分